

公益財団法人 日本クリスチャン・アカデミー
会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本クリスチャン・アカデミー（以下、当法人という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

- 第2条 当法人の使命・目的に賛同する者は、会員となることができる。
- 2 会員になろうとする者は、所定の申込書を、代表理事あてに提出するものとする。
 - 3 代表理事は新たに会員となった者について、その属性等を理事会に報告しなければならない。
 - 4 会員種別は、個人会員、法人・団体会員及び終身会員とする。
 - 5 終身会員は、満60歳以上の個人とする。

(会費)

- 第3条 会員は、理事会で定められた会費を納入し、以後毎年会費を納入するものとする。（終身会員を除く。）
- 2 終身会員は、終身会費を納め、終身にわたり、会員とする。
 - 3 会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1)	個人会員	年額	一口	5,000円
(2)	法人・団体会員	年額	一口	10,000円
(3)	終身会員	一括	一口	100,000円

(会費の使途)

第4条 前条第3項の会費の50%以上を公益目的事業に使用する。

(退会)

- 第5条 会員は、いつでも退会届を当法人に提出することにより、退会することができる。
- 2 前項の場合、当該年度の会費が未納のときは、これを納入しなければならない。
 - 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除籍)

第6条 会員が下記の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除籍することができる。

- (1) 違法行為など会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費を2年以上未納のとき。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本クリスチャン・アカデミーの設立の登記の日から施行する。(2012年3月3日理事会決議)

附 則

この規程(改定)は、2013年10月10日から施行する。(2013年10月10日理事会決議)

(以上)